

〈研究ノート〉

# アメリカにおける 連邦データプライバシー法案の動向

渡 辺 寛 人

## 目 次

- I. アメリカプライバシー法の現状
  - 1. 連邦データプライバシー法案の世界的位置付け
  - 2. アメリカ国内における位置付け
- II. 連邦データプライバシー保護法制定の要因
  - 1. 経済学的发展による影響
  - 2. データ保護法案制定の契機
- III. 連邦データプライバシー法案の概要と主要論点
  - 1. COPRAの概要
  - 2. SDAの概要
  - 3. 主要論点
- IV. おわりに

## I. アメリカプライバシー法の現状

### 1. 連邦データプライバシー法案の世界的位置付け

#### (1) 概観

2018年5月25日にEUでGeneral Data Protection Regulation: GDPR (一般データ保護規則)が適用開始した。<sup>1)</sup> GDPRの適用が開始したことに伴い、世界的に、データ保護に対する権利意識が高まるとともに、EUを主軸としたデータ保護監督局による法規違反の監視や摘発がなされ、制裁も強化されることとなった。<sup>2)</sup>

---

1) 制定は2016年4月27日。適用開始まで約2年の準備期間を経た。

2) 杉本武重「対応急務！米国の個人情報保護政策に待ったなし」2021年7月15日

現に、2018年8月14日に、ブラジルでGDPRを基礎としたデータ保護法案が制定されたのを皮切りに各国で国全体を包括するデータ保護法案が制定されている。近年では、2021年8月20日に、中国において、個人情報の取扱いにおける正当化事由や域外適用に関してGDPRと類似した個人情報保護法<sup>3)</sup>(中華人民共和国個人情報保護法)が制定された。

アメリカでも、2018年6月28日にカリフォルニア州で、データ保護一般原則を定めたthe California Consumer Privacy Act of 2018: CCPA(カリフォルニア州消費者プライバシー法2018年)<sup>4)</sup>が制定されたのを皮切りに、2019年11月26日<sup>5)</sup>、米国連邦議会の上院において、民主党のMaria Cantwell(マリア・キャントウェル上院議員)<sup>6)</sup>を中心に、Brian Schatz(ブライアン・シャッツ議員、ハワイ州)、Amy Klobuchar(エイミー・クローブチャー議員、ミネソタ州)、Edward J. Markey(エドワード・J・マーキー議員、マサチューセツ

---

(<https://project.nikkeibp.co.jp/decom/atcl/070800017/070800001/>、2022年5月24日最終閲覧)。

- 3) 松尾剛行「中国の個人情報保護法とデータ運用に関する法制度の論点」情報通信政策研究5巻2号I-29頁、I-37-I-39頁(2022)。同法は、第13期全国人民代表大会常務委員会第30回会議の審議を通過して、2021年11月1日に施行された。個人情報取扱のための正当化事由につき、同法13条の1～5号が、EUのGDPR6条1項のa～e号に対応していると考えられる。例えば、データ主体の同意を得た場合(同法13条1号、GDPR6条1項a号)や契約の履行のために必要となる場合(同法13条2号、GDPR6条1項b号)等が正当化事由になる旨定められている。また、域外適用に関しても、同法3条2項が、中国域内の自然人を標的として製品、サービスを提供し、又は中国域内の自然人の行為を分析し、評価する場合に中国法の管轄を受けるとしており、GDPR3条2項a号の「EU域内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供が行われる場合」と同b号の「EU域内のデータ主体の行動の監視に用いられる場合」に対応したものと考えられる。
- 4) Civil Code Division 3, Part 4, Title 1.81.5, *available at* [https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayText.xhtml?lawCode=CIV&division=3.&title=1.81.5.&part=4.&chapter=&article=](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=CIV&division=3.&title=1.81.5.&part=4.&chapter=&article=)
- 5) 第116議会における提案日である。第117議会現在における提案日は、2021年11月4日にあたる。
- 6) 1993年から1999年まで下院議員として勤めたのち、2001年から2022年5月現在に至るまで、ワシントン州選出の上院議員として勤めており、同院の貿易・科学・運輸委員会のメンバーとして所属している。提案時点では、民主党側の同委員会委員の最高位(委員長)に属していた。

ツ州) らが、Consumer Online Privacy Rights Act (COPRA)<sup>7)</sup> を、米国全体を包括する連邦データプライバシー法案として提案した<sup>8)</sup>。2020年9月17日<sup>9)</sup>、同様に、米国連邦議会の上院において、共和党の Roger Wicker (ロジャー・ウィッカー上院議員)<sup>10)</sup> が、Safe Data Act (SDA)<sup>11)</sup> を連邦データプライバシー法案として提案し、他の数人の共和党上院議員が共同して後援している。2019年以降、特定の種類のデータ侵害や個人のプライバシー問題に対処するために、12以上の連邦法案が提案されている<sup>12)</sup>。これまで、アメリカ連邦法には、あらゆる種類のデータをカバーする包括的なデータプライバシー法案は存在しなかったが、各国のデータ保護の流れを受けて連邦法の作成が提案されることになった。

---

7) 117th CONGRESS, 1st Session. United States Library of Congress S3195.

8) Henry Kenyon, *Senate Democrats roll out data privacy legislation*, CQ Roll Call Washington Data Privacy Briefing (2019).

9) 第116議会における提案日である。第117議会現在における提案日は、2021年7月28日にあたる。

10) 1995年から2022年5月現在に至るまで、ミシシッピ州選出議員として勤めており、提案時点では、共和党側の貿易・科学・運輸委員会委員長になっている。

11) 117th CONGRESS, 1st Session. United States Library of Congress S2499.

12) Susan Steinman, *A Plethora of Privacy Bills*, 56-MAR Trial 54 (2020). 例として、bipartisan legislation that would create a federal “Do Not Track” system to limit data collection (データ収集を制限する連邦の「追跡禁止」システムを作成する超党派の法律、S. 1578)、bipartisan legislation that requires facial recognition privacy standards (顔認識のプライバシー基準を要求する超党派の法律、S. 847) legislation prohibiting genetic testing services from selling collected data to third parties (遺伝子検査サービスが収集したデータを第三者に販売することを禁止する法律、HR 2155)、legislation requiring data brokers (companies that collect or buy data, aggregate it with data from other sources, and sell the information to third parties) to publicly submit information about their business practices (データブローカー (データを収集または購入し、他のソースからのデータと集約し、その情報を第三者に販売する企業) に、ビジネス慣行に関する情報を公に提出することを義務付ける法律、S. 2342) などが挙げられる。

制定年月日	国・米国各州	法名
2003. 5. 30	日本	個人情報保護法
2016. 4. 27	EU	GDPR
2016. 11. 7	中国	サイバーセキュリティ法
2018. 6. 28	カルフォルニア州	CCPA
2018. 8. 14	ブラジル	LGPD (ブラジル一般情報保護法)
2019. 5. 28	タイ	個人データ保護法
2020. 6. 12	日本	改正個人情報保護法
2020. 11. 2	シンガポール	改正個人情報保護法
2020. 11. 3	カルフォルニア州	CPRA (CCPA改正法)
2021. 3	バージニア州	消費者データ保護法
2021. 6	ネバダ州	改正ネバダ州個人データ保護法
2021. 7	コロラド州	コロラドプライバシー法
2021. 8	中国	個人情報保護法
審議中	インド	個人データ保護法案
審議中	アメリカ	COPRA/SDA

主要各国、米国各州のプライバシー法案の制定状況 (2022年1月時点)<sup>13)</sup>

## (2) 主要各国との異同

データ保護に対する意識を向上させた GDPR (EU 一般データ保護規則) の特徴は、個人データの処理及び移転を原則禁止しており、違反した場合の制裁金もこれまでと比して高額 (数十億円規模) であることが挙げられる<sup>14)</sup>。COPRA 及び SDA の両アメリカ連邦法案も同様に、個人の同意なく機密性の高いデータを処理及び移転することを原則禁止している。また、COPRA は、初回に限り、

13) 杉本・前掲注2) 図1参照。

14) 杉本・前掲注2)。「GDPRはEU内の個人データの処理と移転を原則として禁止し、違反した場合の制裁金を企業グループの全世界売上高の4%以下、企業以外の組織・団体においては2000万ユーロ以下 (日本円で約26億円以下) という巨額に設定したことも、GDPR型のデータ保護法が世界的な広がりを見せている一因といえる」 「最近でも、2021年6月10日、欧州のルクセンブルクのデータ保護監督当局がAmazon.com Inc.に対し、同社によるGDPR違反に対して4億2500万ドル (約459億円) 以上の制裁金を賦課する決定を、EUの他のデータ保護監督当局に提案したと報道されています。」

15) COPRA SEC. 105(c), 106. 105条c項が個人の同意権を、106条がデータ最小原則を定

監督当局である Federal Trade Commission: FTC (連邦取引委員会) に制裁金賦課権限を認めていないが、もともと、和解の場合の民事制裁金に上限を定めていないため、高額な制裁金を課す可能性が残っている。また、共和党案である SDA は、監督当局による制裁金賦課権限を初回から認めている<sup>16)</sup>。このことから、立法化されるアメリカ連邦データプライバシー保護法は、GDPR 同様、世界的に見ても高額な制裁金を課す内容となることがうかがわれる。

EU の GDPR、アメリカの2つの法案、中国のサイバーセキュリティ法<sup>18)</sup>とデータ安全法<sup>19)</sup>のいずれでも、事業者のデータ使用、処理、提供についてデータ主体の同意を必要とするが、GDPR が暗黙の同意を除外しているのに対し、アメリカはプライバシーポリシーがあるウェブサイトを使用しているユーザーは同意しているものと推測され、中国の上記2つの法律も同様に黙示の同意を認めている<sup>21)</sup>。また、GDPR はデータ品質について正確かつ必要に応じて最新の状態が

---

めたものである。SDA SEC. 104(a), 105(a). 104条a項が個人の同意権で、105条a項はデータ最小原則を定めたものである。

16) 日本貿易振興機構「米国連邦データプライバシー法案の概要」37-38頁(2021年6月)。FTCによるFTC法違反に対する執行の3つのうち、同意命令による和解がそれにあたる。

17) 同論文43頁参照。

18) 松尾・前掲注3) 1-31頁。2016年11月7日に制定され、2017年6月1日に施行された。ネットセキュリティを保障し、ネットワーク空間の主権、国の安全及び社会の公共利益並びに公民、法人その他組織の権利利益を保護し、経済社会における情報化の健全な発展を促進することを目的としている(同法1条)。

19) 松尾・前掲注3) 1-31頁。2021年6月10日に公布され、同年9月1日に施行された。データ処理活動を規範化し、データ安全の保障並びにデータの開発及び利用を促進し、個人及び組織の権利利益の保護、そして国家主権、国家安全及び国家発展の利益を維持することを目的としている(同法1条)。

20) COPRA SEC. 105(c). SDA SEC. 104(a).

21) Sydney Wolofsky, *What's Your Privacy Worth on the Global Tech Market? Weighing the Cost of Protecting Consumer Data Against the Risk That New Legislation May Stifle Competition and Innovation During This Global, Technological Revolution*, 44 Fordham Int'l L.J. 1149, 1181-82 (2021). 同論文では、サイバーセキュリティ法とデータ安全法を前提に、中国法では黙示の同意が認められている旨記載されているが、2021年8月に制定された中国個人情報保護法においては、個人が十分な情報に基づいて、自発的かつ明確に同意を行う必要がある旨規定されている(同法14条)。

保たれるよう事業者措置義務を課しているのに対し、アメリカは一部の連邦法<sup>22)</sup>でデータ品質基準を定めているのにすぎない<sup>23)</sup>。中国の前述の2つの法律では、データ品質に関する言及はなされていない<sup>24)</sup>。

日本（2020年度改正個人情報保護法）でも、海外の動向の影響を受け、個人データの処理及び移転に関しては、外国に移転する際に本人に必要な情報を提供<sup>25)</sup>する義務を課す（同法24条2項、同3項）など全体的に規制が強まったほか命令違反の罰金をこれまでの30万円以下から1億円以下まで大幅に引き上げる（同法改正前84条、同法改正後87条1項1号参照）など、制裁の厳罰化が図られた。もっとも、それでも他国と比べると、罰金の限度額は軽微なものとなっている。また、日本も事業者による第三者へのデータ提供について本人の同意<sup>26)</sup>を必要とするが、同意の定義につき厳格には解かれておらず、データ品質について述べた条文は存在しない。

---

22) 例えば、1974年のプライバシー法の552a条e項5号を参照してもらいたい。本稿で挙げられているアメリカの2つの法案も、データ品質に関する条文を明確に定めてはいない。

23) Wolofsky, *supra* note 21, at 1182.

24) *Id.* 中国個人情報保護法は、原案ではデータ品質に関しては、「処理の目的を達成するために、処理された個人情報は正確かつ適宜更新しなければならない。」旨規定されていたにすぎなかったものの、第2次草案において「個人情報の取扱いは、個人情報の不正確性及び不完全性による個人の権利及び利益への悪影響を避けるために、個人情報の品質を確保するものとする。」（同法8条）とし、GDPRに類似した文言が追加された。原案と第2次草案の比較については、<https://www.secrss.com/articles/30908>を参照。

25) 他には、個人情報保護法の域外適用を広く認めることで、域外における強制力の伴う命令が可能になり、海外の事業者にも適用させることが可能となった（同法75条）。また、これまでオプトアウトによって外部提供していた個人データに関しても規制範囲が広がり、要配慮個人情報や不正な手段により取得された個人情報や他の事業者がオプトアウトの規定に基づき取得した個人データなどは第三者提供することはできなくなった（同法23条2項但書）。改正前と改正後の比較については、新日本法規の新旧比較表（[https://www.sn-hoki.co.jp/data/pickup\\_hourei/onct/KOJIN-HOU20200612-44.html](https://www.sn-hoki.co.jp/data/pickup_hourei/onct/KOJIN-HOU20200612-44.html)）を参照。

26) 個人情報保護法23条1項。

## 2. アメリカ国内における位置付け

### (1) アメリカにおけるプライバシー権の歴史

アメリカ国民は、憲法修正第4条に基づき、プライバシー権を持っているとされている<sup>27)</sup>。最高裁判所判例は、憲法がアメリカ国民に対して個人のプライバシー権、いかなる追跡および記録されることなく公共の場で動き回る自由を保障していることを明確にした。<sup>28)</sup><sup>29)</sup>

1890年、Louis Brandeis (ルイス・ブランダイス) と Samuel Warren (サミュエル・ウォーレン) は、個人のプライバシー権を定義し、放っておかれる権利を認める著名な論文「*The Right to Privacy* (プライバシーの権利)」を発表した<sup>30)</sup>。彼らは、プライバシーの侵害が法的な侵害を構成するならば、不法行為として損害賠償の対象になることを示唆し、今日のプライバシー不法行為及びそれに対する私的行動権の礎を築いた<sup>31)</sup>。これらの当初の権利は、いまだ議会が包括的な連邦プライバシー法を制定していないため、依然として議論の対象となっている<sup>32)</sup>。

その後、1970年に Fair Credit Reporting Act: FCRA (公正信用報告法)<sup>33)</sup> が制定されたのをはじめ、1974年に The Privacy Act of 1974 (プライバシー法)<sup>34)</sup>、1988年に Video Privacy Protection Act of 1988 (ビデオプライバシー保護法)<sup>35)</sup>、1998年に The Children's Online Privacy Act of 1998: COPPA

---

27) Michael Goodyear, *The Dark Side of Videoconferencing: The Privacy Tribulations of Zoom and the Fragmented State of U.S. Data Privacy Law*, 10 Hous.L. Rev. 76, 81 (2020).

28) Katz v. United States, 389 U.S. 347, 358-59 (1967).

29) United States v. Jones, 132 U.S. 945, 955-57 (2012).

30) Samuel D. Warren & Louis D. Brandeis, *Right to Privacy*, 4 HARV. L. REV. 193, 194-96 (1890-91).

31) Chris Jones, *The Ios 14.5 Update: A Game Changer in Federal Privacy Law*, 28 Rich. J.L. & Tech. 254, 271 (2021).

32) *Id.*

33) Pub. L. 91-508, Title VI 601, Oct 26, 1970, 84 Stat.

34) 5 U.S.C. § 552a. 連邦政府機関の記録保持されている個人を特定できる情報のみを適用対象としている。

35) Pub. L. 100-618, S2361, Nov 5, 1988, 102 Stat. 3195.

(児童オンラインプライバシー保護法<sup>36)</sup>等がそれぞれセクター別の法律として制定されたが、制定された法律も、法案、章典案いずれも取扱う情報の種類が特定のものに限られており、包括的なデータプライバシー法としては不十分なものであった。<sup>37)</sup>

## (2) 州のプライバシー法

連邦法による包括的なプライバシー規制がないため、州は独自のプライバシー法を制定し始めている。2018年、カルフォルニア州で、the California Consumer Privacy Act of 2018: CCPA (カリフォルニア州消費者プライバシー法<sup>38)</sup>2018年)が制定された。CCPAは、カルフォルニア州民に、企業が自分の個人情報<sup>39)</sup>でなにをしているのかを開示させる権利及び個人情報を削除するよう要求する権利<sup>40)</sup>を付与している。また、データ盗難やプライバシー侵害<sup>41)</sup>にあった住民に対して、集団訴訟による救済策が設けられている。

その後、一時は各州で包括的なプライバシー法の制定を目指す動きが活発化し、複数の州が消費者を保護するために同様の法律を提案した。2022年6月現在で、包括的なデータプライバシー法を持つ州は、カルフォルニア州 (CCPA及びCPR<sup>42)</sup>A、バージニア州 (VCDPA)、コロラド州 (CoLoPA)、ユタ州 (UCPA)の4つである。35の州で包括的なデータプライバシー法案が提案された時期も

36) 105th CONGRESS, 2d Session. United States Library of Congress S2326.

37) See Marissa Wong, *Revising U.S. Privacy Laws: New Laws Are Required To Fill In The Gaps Of Current And Proposed Legislation To Account For New Technology And Future Emergencies*, 16 Brook. J. Corp. Fin. & Com. L. 305, 307-09 (2021), see also Simran Sain, *Permission Not Granted: A Domestic And Global Comparative Analysis On Social Media Policies, Privacy Laws And A Proposal For The United States*, 46 S. Ill. U. L.J. 189, 192 (2021).

38) Civil Code Division 3, Part 4, Title 1.81.5.

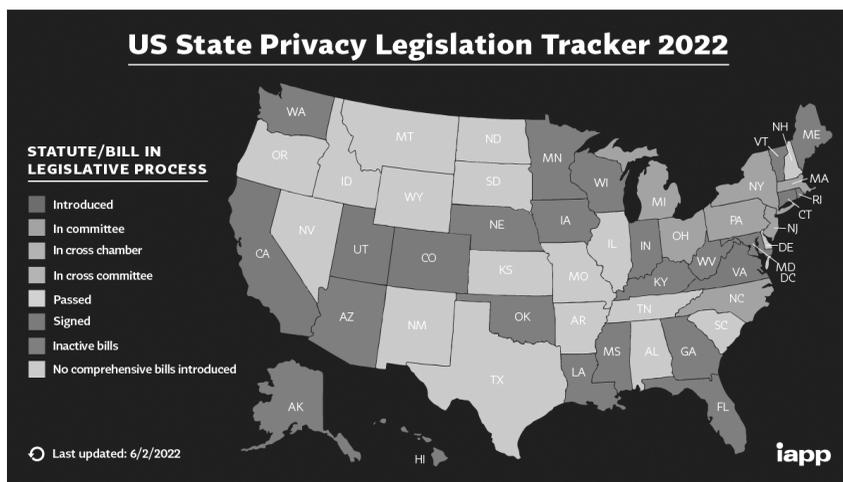
39) CCPA 1798.100, 110, 115, etc.

40) CCPA 1798.105.

41) Steinman, *supra* note 12.

42) California Privacy Rights Act of 2020. See Californians for consumer privacy, *California Consumer Privacy Act*, available at <https://www.caprivacy.org/annotated-cpra-text-with-ccpa-changes/>, see also California Consumer Privacy Act (CCPA), Cal. Att'y. Gen., <https://oag.ca.gov/privacy/ccpa>, last visited Jun. 2, 2022.

あったが、連邦法制定の機運が高まった影響か州での法案の制定は落ち着いてきており、現在、委員会まで審議が及んでいるのは7州である。<sup>43)</sup>



各州のプライバシー法案の立法状況（2022年6月3日時点）<sup>44)</sup>

後に詳述するが、民主党法案 COPRA は、連邦法による州法の専占 (pre-emption) を認めていないのに対し、共和党法案 SDA は連邦法による州法の専占を認めている。連邦法による州法の専占を認めた場合には、他の州法の規律は無効化され、連邦データプライバシー法は全州を包括する統一的なプライバシー保護法として位置づけられることとなる。他方、州法の専占が認められない場合には、連邦法よりも高いレベルでの保護を規定している州法の規制については当然には無効化されず、連邦データ保護法を前提として各州が都度必要なデータ保護を図っていくこととなる。

もっとも、採決された4つの州の法律のうち、最も規制が強いとされている法律はカリフォルニア州の CPRA であるが、監督当局であるカリフォルニア

43) Taylor Kay Lively, US State Privacy Legislation Tracker, Jun. 2, 2022 <https://iapp.org/resources/article/us-state-privacy-legislation-tracker/>, last visited Jun. 3, 2022.

44) See *id.* table.

ライバシー保護局に制裁金の賦課権限は認めておらず、COPRA よりも狭い範囲での私的訴訟権のみ認め、懲罰的損害賠償は認めていない<sup>45)</sup>。COPRA は内部告発者の保護やプライバシー責任者の選任を求めている点で各州法よりも厳しい内容となっている<sup>46)</sup>。したがって、現段階においては、州法の専占を認めていないCOPRA よりも高いレベルで保護している部分は僅少であると考えられる<sup>47)</sup>。

## US State Privacy Legislation Tracker

2022

### Comprehensive Consumer Privacy Bills

STATE	LEGISLATIVE PROCESS	STATUTE/BILL (HYPERLINKS)	COMMON NAME	CONSUMER RIGHTS					BUSINESS OBLIGATIONS						
				Right of access	Right of rectification	Right of deletion	Right of restriction	Right of portability	Right to opt out of sales	Right against automated decision making	Private right of action	Opt-in default (requirement age)	Notice/transparency requirement	Risk assessments	Prohibition on discrimination (exercising rights)
LAWS SIGNED (TO DATE)															
California		CCPA	California Consumer Privacy Act (2018; effective Jan. 1, 2020)	X	X	X	X	X	L	16	X		X		
		Proposition 24	California Privacy Rights Act (2020; effective Jan. 1, 2023)	X	X	X	S	X	X	X	L	16	X	X	X
Colorado		SB 190	Colorado Privacy Act (2021; effective July 1, 2023)	X	X	X	P	X	X	X-	5/13	X	X	X	X
Virginia		SB 1392	Virginia Consumer Data Protection Act (2021; effective Jan. 1, 2023)	X	X	X	P	X	X	X-	5/13	X	X	X	X
Utah		SB 227	Utah Consumer Privacy Act (2022; effective Dec. 31, 2023)	X	X	P	X	X			13	X		X	

各州のプライバシー法案の比較表 (2022年6月2日時点)<sup>48)</sup>

45) 日本貿易振興機構・前掲注16) 43頁参照。

46) 同論文41-42頁参照。

47) 同論文40-43頁参照。僅少ではあるものの、例えばオプトアウトの権利については州法がリンクの要求をしているのに対し、連邦法はそこまで要求していない点で州法の方が厳しいものと考えられている。

48) See Lively, *supra* note 43 table.

## II. 連邦データプライバシー保護法制定の要因

### 1. 経済学的发展による影響

これまで、アメリカでは包括的なデータプライバシーを保護する連邦法は存在しなかった。連邦データプライバシー保護法を制定する機運が高まったのにはいくつかの要因が考えられる。まず、これまで議会が、連邦法の制定に消極的であったのには、FTC（連邦取引委員会）の執行姿勢にあると考えられる。FTCは、データプライバシーに関し、予防的に法に則って対処するよりもケースバイケースによって対処する手段を執ってきた<sup>49)</sup>。もっとも、子どものプライバシーや信用報告、テレマーケティングなどについては例外的に連邦法を作成することにした。

FTCがそのような方法を執ってきた背景には、合理的選択理論（RCT）による仮定が存在しているとの指摘がなされている<sup>50)</sup>。合理的選択理論は、意思決定者である個人は合理的な選択をするはずであり、任意の特定の状況を与えた場合、自分の効用を最大限に発揮できるよう行動する、と考えるものである。同理論によれば、個人は合理的意思決定者であるのだから、個人に情報と権限を与えさえすれば、自らのプライバシー保護に最適な行動をとるはずであると考えられている。すなわち、個人がプライバシー保護を考慮するとすれば、市場はより厳格にプライバシー保護を図ったものになり、一方で個人がプライバシー保護に対し、あまり配慮していないようであれば、市場はより緩やかな保護で済むようになるとの推測が立ち、自ずと市場が消費者と事業者の利益との間でプライバシー保護に関して許容可能なバランスに達するとの仮定がなされている<sup>51)</sup>。したがって、同理論の仮定からすれば、政策は、意思決定者である個人が十分かつ正しい情報にアクセスし、かつ適切に権限を行使できるよう、個人に個人情報収集および使用に関する権限を委ねることを施策するものとなる。

しかしながら、個人を合理的経済人と仮定してきた近代経済学的发展から合

---

49) クリス・フーフナグル（宮下紘ほか訳）『アメリカプライバシー法 連邦取引委員会の法と政策』2頁（勁草書房、2016）。

50) 同書3頁。

51) 同書3、6頁参照。

理的選択理論が生まれたのに対し、非合理的な選択をも考慮に入れる経済心理学や行動経済学が発展するにつれ、同理論の説得性が失われつつある。<sup>52)</sup> 主として行動経済学者からは、消費者の意思決定には思い込みや偏見、先入観といったバイアスが存在すること、また消費者と事業者との間には知識や情報格差があり、個人がプライバシー保護に関し適切な処理をできるとは想定しづらいこと<sup>53)</sup>から合理的選択理論による仮定は幻想にすぎないとの指摘がなされている。<sup>54)</sup>

このことは、FTC にこれまでの執行体制、すなわち個人に個人情報収集及び権限を委ね、ケースバイケースによって対処する体制、をとるのではなく、監督当局が主体的にデータ保護に関与し、予防的に法に則って対処する体制をとるよう影響を与えたと考えられる。

## 2. データ保護法案制定の契機

このような新たな経済学が発展が思想背景にあるとともに、連邦データ保護法制定の志向が高まった契機として以下の4つの指摘がなされている。

1つ目に多くの企業が、州法ごとに必要となる対応を回避するために、連邦法を望んでいることである。<sup>55)</sup> 企業は、複数の州をまたがるサービスを展開している場合、その州ごとに法の規制に引っかけがないか精査する必要があり、煩雑かつコストのかかる作業となる。<sup>56)</sup> 都度更新される州法に左右されることなく、技術革新を一刻も早く推し進めたい企業らは、コンプライアンスのガイドラインを明確に提供してもらうため、連邦政府に拘束力のあるプライバシー法

---

52) See Alessandro Acquisti et al., *Review: Privacy and Human Behavior in the Age of Information*, 347 (6221) *Science* 509 (2015).

53) See James P. Nehf, *Shopping for Privacy on the Internet*, 41 *J. CONSUMER AFF.* (2017).

54) See Alessandro Acquisti & Jens Grossklags, *What Can Behavioral Economics Teach Us about Privacy?*, in *Digital Privacy: Theory, Technologies, and Practices* (2007).

55) Brad M. Elbein & Beth A. Fulkerson, *COPRA May Be Coming, and It's Not Too Soon to Prepare*, Jan. 28, 2020 <https://www.ecommercetimes.com/story/COPRA-May-Be-Coming-and-Its-Not-Too-Soon-to-Prepare-86478.html>, last visited May. 31, 2022. 杉本・前掲注2)も参照。

56) Wolofsky, *supra* note 21, at 1198-99.

をすぐさま制定するよう要求している。<sup>57)</sup>

2019年春には、主要なオンライン広告取引組織が<sup>58)</sup>運営委員となり、Privacy for America と呼ばれる連合組織を創設し、議会と協力して、包括的な連邦データプライバシー法の制定を支援する旨表明している。<sup>59)</sup>

2つ目に、ケンブリッジアナリティカ・スキャンダルを代表するデータ保護問題によって、プロファイリングが不正な目的で利用される可能性があることが明らかになったことである。<sup>60)</sup> 2018年3月16日、Facebook (現在のMeta) は5000万人以上のユーザーデータを誤って処理したと発表した。<sup>61)</sup> 数か月後には、データ分析会社ケンブリッジ・アナリティカが2015年に8700万人以上のFacebookユーザーから情報を収集し、後に当時の大統領候補ドナルド・トランプのような政治家を支援するために使用されたことが明らかになった。<sup>62)</sup> FTC (連邦取引委員会) は、Facebookとケンブリッジ・アナリティカとの取引を調査し、消費者のプライバシーを侵害したとして、50億ドルの罰金を課した。<sup>63)</sup> この一連の騒動はケンブリッジアナリティカ・スキャンダルと呼ばれ、同事件後、<sup>64)</sup>

---

57) *See id.* at 1199.

58) 4A's (アメリカ広告代理店協会)、ANA (全米広告主協会)、IAB (ネット広告協会団体)、NAI (ネット広告サービス業界団体)、AAF (アメリカ広告連盟)、BBB National Programsを含み、特に4A'sは全米最大規模の広告代理店事業団体であり、全米各地に1,100以上の加盟代理店を保有、65,000人以上の従業員を雇用し、全米広告の80パーセントを占めている。詳細は<https://www.aaaa.org/>を参照。

59) <https://www.privacyforamerica.com/>.

60) Elbein & Fulkerson, *supra* note 55.

61) *See* Philip Bump, Everything You Need to Know About the Cambridge Analytica-Facebook Debacle, Mar. 19, 2018 <https://www.washingtonpost.com/news/politics/wp/2018/03/19/everything-you-need-to-know-about-the-cambridge-analytica-facebook-debacle/>, last visited May. 31, 2022. ニューヨークタイムズ紙は5000万人以上、他のメディアは3000万人以上と報道した。

62) Cathy Lee, *The Aftermath of Cambridge Analytica: A Primer on Online Consumer Data Privacy*, 48 AIPLA Q.J. 529, 531 (2020).

63) Press Release, Fed. Trade Comm'n, FTC Imposes \$5 Billion Penalty and Sweeping New Privacy Restrictions on Facebook, Jul. 24, 2019 <https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2019/07/ftc-imposes-5-billion-penalty-sweeping-new-privacy-restrictions>, last visited May. 31, 2022.

64) Wolofsky, *supra* note 21, at 1167. ケンブリッジ・アナリティカは、共和党の裕福

アメリカ人の多くが、秘匿性の高い個人情報につき、収集、保存、提供されていることに気づき始めた<sup>65)</sup>。

もともと、これまで消費者の多くは、個々の会社のプライバシーポリシーを読むのに時間をかけておらず、個人を特定できる情報に対する権利を放棄しているとの評価がなされている<sup>66)</sup>。仮に、プライバシーポリシーを熟読したとしても、一般消費者には理解しづらい言葉で書かれており、内容を把握するのが困難である可能性もある。また、企業が提供するサービスを得たいがために、プライバシーポリシーの「利用規約に同意します」を実質的に押さざるを得ない<sup>67)</sup>状況も存在する。

そのような状況の中、COPRAの提案者であるCantwell議員は、「オンラインの世界が成長する中で、消費者はプライバシー権とそれを執行するための強力な法律の2点を得るべきである。」との声明を述べ、同提案者の1人であるMarkey議員も、「COPRAが必要なのは、消費者のデータに対する需要が急激に上昇している一方で、プライバシー侵害から国民を保護するための強力が執行権を付与された一連の権利がアメリカには存在しないためである。」と述べた<sup>68)</sup>。米国内の学者においても、消費者のプライバシーや期待権を保護するよう

---

な寄付者であるロバート・マーサーらに、2016年の米国大統領選挙を有利に動かす能力があると説得し、1500万米ドルの投資を得た。同社は、有権者の行動に影響を与える可能性のある性格を特定できる精神分析ツールに自信を持っていた。開発したアルゴリズムは、「平均的な市民よりも衝動的な怒りや陰謀的な思考を起こしやすい」ユーザーを特に追跡する。ケンブリッジ・アナリティカは、5000万人以上のFacebookユーザーのアカウントから特別な情報を許可なく収集し、不正入手後、Facebookのグループ投稿、広告、記事の共有、さらには偽のFacebookページの作成など、さまざまな方法を使用して、「怒りやすい」ユーザーに情報を流した。

65) Kiran K. Jeevanjee, *Nice Thought, Poor Execution: Why the Dormant Commerce Clause Precludes California's Ccpa from Setting National Privacy Law*, 70 Am. U.L. Rev. F. 75, 81-82 (2020).

66) *Id.* at 82, see also Aaron Smith, Half of Online Americans Don't Know What a Privacy Policy Is, Dec. 4, 2014 <https://www.pewresearch.org/fact-tank/2014/12/04/half-of-americans-dont-know-what-a-privacy-policy-is>, last visited May. 31, 2022.

67) *Id.* at 82.

68) Kenyon, *supra* note 8.

規制当局や裁判所によって解決していく問題であるとの指摘がなされていた。<sup>69)</sup> 民主党は、COPRA だけでなく、2019年12月17日に Amy Klobuchar (エイミー・クロブチャー上院議員) と Brian Schatz (ブライアン・シャッツ上院議員) を中心とする 17名の議員で Data Care Act (データケア法)<sup>70)</sup> を再提案する<sup>71)</sup> など国民のデータプライバシー保護に積極的に動きは始めている。

3つ目に、EUでGDPR (一般データ保護規則) が制定されたことによって、消費者が自分の個人情報コントロールすることを可能にするモデルが提示されたことである。<sup>72)</sup>

アメリカだけでなく、プライバシーが侵害されつつあることは欧州議会でも問題となっており、2016年4月にGDPRを制定し、2018年5月に同法が発効した。同法は、世界に大きな影響与えた最初の包括的なプライバシー法であると評価されており、<sup>73)</sup> その最大の衝撃は、おそらく「データ保護法」の概念自体を世界に紹介したことにあるとされている。<sup>74)</sup> そして、GDPRの導入に従って、世界中の消費者は、データを管理する企業に対して、プライバシー保護に対する大きな期待を寄せるようになった。<sup>75)</sup> GDPRがデータ監督当局によるプライバシー保護の規制を強化したこと及び規制違反に対して厳しい罰金を課すことによって、データ保護に対する権利意識の水準が世界的に高まったといえる。

最後に、アメリカが国際的な規制競争に後れを取っていないことを世界にア

---

69) *Id.* ワシントン大学ロースクールのRyan Calo (ライアン・カロ) 教授は、「消費者のプライバシーと期待権を侵害することは有害であり、同害悪は規制当局や裁判所によって救済されるべきである。議会による上記声明は真に必要とされており、消費者のプライバシー権に大きな影響を与えるであろう。」とコメントしている。

70) 117th CONGRESS, 1st Session. United States Library of Congress S919.

71) Henry Kenyon, *Senate Democrats tout 'Data Care Act' privacy legislation*, CQ Roll Call Washington Data Privacy Briefing (2019).

72) Elbein & Fulkerson, *supra* note 55.

73) Jeevanjee, *supra* note 65. at 82.

74) *Id.*

75) *Id.*, see also, Kevin Cochrane, To Regain Consumers' Trust, Marketers Need Transparent Data Practices, Jun. 13, 2018 <https://hbr.org/2018/06/to-regain-consumers-trust-marketers-need-transparent-data-practices>, last visited May. 31, 2022.

ピールしようとする<sup>76)</sup>ことが考えられる。共和党、民主党などの複数政党を抱え、民主主義体制を整えてきたアメリカ側と実質共産党一党のみで共産主義体制を築き上げてきた中国側との間で、体制の違いからもともと対立関係にあったが、近年においては、中国が急速に経済成長を遂げており、経済規模においてアメリカにあと10年もあれば追い越す勢いであり、米中間の対立関係は激化しつつある。現に、世界中がいち早くAIの開発に力を入れているが、アメリカと中国が他に比してはるかに抜きん出ている<sup>77)</sup>。また、軍事規模についても、中国は20年以上にわたって軍事費を安定的に伸ばしてきて、2021年は昨年<sup>78)</sup>の伸び率(6.6パーセント)を超える前年比6.8パーセント増の1兆3553億元(22兆5000億円)であった。さらに、2022年は、第13期全国人民代表大会第5回会議での発表によると、軍事費は約1兆4504億元であり、前年比7パーセントに至っている。現時点では、アメリカに次ぐ世界第2位の軍事費であるが、世界第1位に踊り出るのは時間の問題であり、対立関係は更に高まる可能性がある。

中国におけるプライバシー保護は歴史的に見ても、他国よりも緩やかな規制内容となっていたが、2016年にはサイバーセキュリティ法、2021年にはデータ安全法及び個人情報保護法を立て続けにそれぞれ制定した。サイバーセキュリティ法は、GDPRほど厳格ではないものの、アメリカ法よりも包括的であると評価されており<sup>79)</sup>、データ安全法及び個人情報保護法は、GDPRに列挙されている項目と同様の保護がなされており<sup>80)</sup>、アメリカの現法よりもはるかに強力なセキュリティを提供している。特に、サイバーセキュリティ法が制定されたことは、中国政府が個人情報への関心、さらには国家安全保障上の懸念に密接に関連するようになったこと<sup>81)</sup>の現れであると評価を受けている。

---

76) 杉本・前掲注2)。

77) Wolofsky, *supra* note 21, at 1169.

78) 西岡省二「米国と中国、軍事力では果たしてどちらが上なのか?」2021年7月14日 (<https://news.yahoo.co.jp/byline/nishiokashoji/20210714-00247837>, 2022年6月2日最終閲覧)。

79) Wolofsky, *supra* note 21, at 1180.

80) 注3)及び注19)、22)で詳述したように、中国個人情報保護法は、個人情報の取扱いにおける正当化事由や域外適用に関してGDPRと類似しているほか、同意要件やデータ品質に関するGDPRの条項に対応しているものと考えられる。

これまで世界規模で経済的、軍事的覇権を握ってきたアメリカとしては、中国に追い越されるのをみすみすと甘んじるわけにはいかず、プライバシーデータ保護分野における規制競争に追いつくため、世界基準の連邦法作成が急務となっている<sup>82)</sup>。

もともと、すでに世界中の国々がデータ保護法を可決しているにもかかわらず、いまだ意見が一致せず超党派の法律が制定されていないことから、米国が包括的なデータプライバシー法の策定に遅れをとっているという事実<sup>83)</sup>に立法者は気づいていないとの評価もなされている。

### Ⅲ. 連邦データプライバシー法案の概要と主要論点

#### 1. COPRA の概要

民主党案である COPRA は、個人情報に対する各自のコントロール権を改善し、事業者が消費者データを使用して害を及ぼすか、または欺瞞的な目的で使用する<sup>84)</sup>ことを禁止することを目的に、議会で提案された。

COPRA は、消費者のデータを収集、処理、または提供する事業者の要件を設けている<sup>85)</sup>。データ収集を行う団体に、①プライバシーポリシーを公開し、データの使用方法を個人に知らせる<sup>86)</sup>②要求に応じて個人のデータを削除または修正する<sup>87)</sup>③要求に応じて、読み取り可能な形式でレポートを提出する<sup>88)</sup>④消費者データの機密性とアクセス可能性を保護するためのデータセキュリティ慣行を確立する<sup>89)</sup>⑤プライバシーとデータセキュリティプログラムのリスク評価を実施する

---

81) See Samm Sacks, China's Cybersecurity Law Takes Effect: What to Expect, Jun. 1, 2017 <https://lawfareblog.com/chinas-cybersecurity-law-takes-effect-what-expect>, last visited May. 31, 2022. 松尾・前掲注3) 1-39頁も参照。

82) 杉本・前掲注2) 参照。

83) See Jeevanjee, *supra* note 65, at 131.

84) Kenyon, *supra* note 8.

85) COPRA SEC. 101.

86) COPRA SEC. 102.

87) COPRA SEC. 103-104.

88) COPRA SEC. 105.

こと並びに実施するためのプライバシー責任者とデータセキュリティ責任者を任命することを課している。<sup>90)</sup>

共和党案と大きく異なる点としては、まず連邦法による州法の専占を認めていないこと<sup>91)</sup>と COPRA は FTC (連邦取引委員会) に対し、その条項を執行することを任務とする新局を設立することを要求していることが挙げられる。<sup>92)</sup>

また、同法案の注目すべき点は、共和党議員との論争の問題となっている、データプライバシー権を侵害する団体に対する私的訴訟権を成文していることである。<sup>93)</sup> 私的訴訟権が認められた場合、消費者は直接民事上の損害賠償を求めることができる。私的訴訟権は、連邦法に先立って 2020 年 1 月 1 日に施行された改正カリフォルニア州法である CPRA の重要部分として評価されているが、連邦法による州法の専占を認めない SDA によれば、CPRA を含む一切の私的訴訟権は認めないこととなるため共和党との対立点になっており、超党派の交渉を妨げてきた一要因となっている。

## 2. SDA の概要

共和党の法案である SDA は、もともと事業者がサービスの提供に必要な範囲を超えて、個人のデータを収集、保持、処理することを禁止し (データ最小化原則)、企業に内部のセキュリティコントロールとセキュリティ構造の報告を要求するとともにセキュリティの欠陥を報告した内部告発者が報復されないよう保護することを目的としている。<sup>94)</sup>

SDA は、過去に提案された 3 つの立法案 (the U.S. Consumer Data

89) COPRA SEC. 107.

90) COPRA SEC. 201.

91) COPRA SEC. 302(c). COPRA は、直接矛盾かつ抵触する範囲内においてはいかなる州法に優先するが、より高い基準での保護を与える場合には、直接抵触するものとはみなされない旨明記されている。

92) COPRA SEC. 301(a)(1).

93) COPRA SEC. 301(c)(1). FTC (連邦取引委員会) 及び州検事総長と並列して、私人による執行を条文上明記している。

94) See Henry Kenyon, *Senate panel to discuss proposals for data privacy legislation*, CQ Roll Call Washington Data Privacy Briefing (2019).

Protection Act: USCDPA (連邦消費者データ保護法) 及び Filter Bubble Transparency Act (フィルターバブル<sup>95)</sup>透明法)、Deceptive Experiences To Online Users Reduction Act (オンラインにおける欺瞞的慣行の削減法)) を統合して作られた<sup>96)</sup>。2019年の終わりに提案された USCDPA が主に SDA の基になっており、SDA の条項には、企業が個人の機密データを処理または転送する前に積極的な明示の同意を得ることや透明性義務としてプライバシーポリシーを容易にアクセスできる方法で公開することなどが含まれており、これらの条項は COPRA でも同様に設けられている。更新前の USCDPA と異なる点としては、「非特定化情報」の定義を厳格に解すようにした点や「生体情報」の定義は導入されなかった点が挙げられる。

SDA が提案される以前から共和党が主張していた法案の特徴として、全州のあらゆる人、パートナーシップ、企業、非営利団体に適用されることと透明性に関する章立てにおいて、対象事業者に課す要件がより詳細に定められていることが挙げられる<sup>100)</sup>。SDA も同様に、「対象事業者」の定義を COPRA よりも広く定めており<sup>101)</sup>、また 2019 年 10 月に超党派のプライバシー法として提案された

---

95) インターネット上の検索エンジンや SNS の利用履歴をアルゴリズムに応用することによって、利用者は個々に最適化された情報ばかりに接する機会が多くなり、利用者が好ましくないとされる情報に接する機会が喪失する状況にあることを指す。思想信条の極端化や自己意見の絶対化、知的孤立に陥るリスクが指摘されている。2011 年に Eli Pariser (イーライ・パリサー) が、利用者が好ましいと思われる情報にだけ包まれ、外の世界から遮断されている様子を泡の膜に包まれている状態にたとえ、提唱した造語である。

96) Müge Fazlioglu, Consolidating US privacy legislation: The SAFE DATA Act, Sep. 9, 2020 <https://iapp.org/news/a/consolidating-u-s-privacy-legislation-the-safe-data-act/?msclkid=89d289d4bdcc11ecb49a422794bc3950>, last visited Jun. 3, 2022.

97) SDA SEC. 104(a).

98) SDA SEC. 102(a).

99) 永続的な識別子が関係する情報やデバイスを容易に識別するために使用できる情報は含まれないこととなった。

100) Kenyon, *supra* note 94.

101) COPRA SEC. 301(a)(1). SDA SEC.2. SDA では、FTC 法の適用対象 (米国商取引に従事している、または商取引に影響を与える個人、組合または企業) であり、かつ対象データを処理または譲渡する事業者または個人等は「対象事業者」にあたるとして

Filter Bubble Transparency Act<sup>102)</sup>の影響も受けているため、「アルゴリズムランキングシステム」と「接続デバイス」の定義とともに、1つの章立てとして「フィルターバブルの透明性」<sup>103)</sup>が新しい項目として含まれている。そこでは、特定のプラットフォームが「不透明なアルゴリズム」を用いて、表示するコンテンツを選択している場合にユーザーの個人情報を利用しているときは、ユーザーにそのことを通知することを義務付けている。また、プラットフォームは、ユーザーに透明性のあるアルゴリズムを使用したバージョンを提供することを義務付けている。<sup>105)</sup>

そして、SDAは、COPRAと異なり、対象事業者に子どもの個人情報に関する義務を規定している。<sup>106)</sup>子どもの個人情報の取り扱いに際しては、1998年にChildren's Online Privacy Protection Act of 1998: COPPAが成立しており、COPRAは同法による処理を想定しているものと解される。

### 3. 主要論点

COPRAとの決定的な違いの1つ目に挙げられるものは、連邦法による州法の専占を認めるか否かである。

---

いるのに対し、COPRAは①対象事業者を支配する、②対象事業者に支配される、③対象事業者と共通支配下にある。または④対象事業者と共通ブランドを共有している、のいずれかにあたる事業者または個人が「対象事業者」にあたるとしている。例えば、COPRAの「対象事業者」の定義によれば、「対象事業者」に非営利法人があたらないことは明らかであり、「第三者」としての義務を負う可能性だけ考慮すれば良い。他方で、SDAは「対象事業者」に非営利法人もあたりうるとしているため、「第三者」としてだけでなく「対象事業者」としての義務についても考慮する必要がある。

102) 同法は、元々共和党のSenator John Thune (ジョン・スーン上院議員) が提案したものに、民主党のSenator Richard Blumenthal (リチャード・ブルーメンタール上院議員) らが共同して後援したものである。その後、Senator John Thuneは、SDAの提案にも関与している。

103) SDA TITLE II DATA TRANSPARENCY, INTEGRITY, AND SECURITY.

104) SDA SEC. 201(a).

105) SDA SEC. 104(a).

106) SDA SEC. 104(c). 対象事業者は、対象が13歳から16歳の間であることを知っている場合には、保護者等の積極的明示の同意がない限り、第三者にデータを移転することはできない。

連邦法が制定された場合、対象事業者等は、連邦政府のデータプライバシー保護義務と州政府のデータプライバシー保護義務の両方に服する可能性がある。両政府の規定が抵触する場合には連邦法による専占が認められるか否か問題となる。連邦法の専占は、連邦法に矛盾する州法の効力を否定する判例理論であり、合衆国憲法第6条2項の<sup>107)</sup>最高法規条項が根拠条項とされる。<sup>108)</sup>連邦法の専占は、まず連邦法の規定の仕方によって「明示の専占 (express preemption)」(連邦法の特定の規定と抵触する州法規定は効力を有しない旨の明文規定が当該連邦法にある場合)と「黙示の専占 (implied preemption)」(そのような明文規定がない場合)<sup>109)</sup>に大きく分けられる。<sup>110)</sup>黙示の先占の場合には、法文解釈により、州法の効力を否定するものか否かを判断する必要がある。州政府のポリスパワーと競合するため、連邦議会が法律に明示的専占の規定を置くことは稀であるが、<sup>111)</sup>SDAでは、404条a項で、抵触する州法規定は効力を有しない旨の明文規定 (pre-emption 条項) が置かれているため、連邦法の専占のうち、明示の専占にあたると思われる、法文解釈の必要はない。

COPRAは矛盾し、かつ、直接的な対立の範囲内においてのみ州法に優先すると規定している一方で、SDAは、州がデータプライバシーやデータセキュリティおよびそれらに関わる活動に関する法律や規則、基準を採択、維持、執行、またはその効力を維持することができないものとしている。<sup>113)</sup>すなわち、COPRAでは、州法がCOPRAよりもプライバシー保護に関して高い基準を提供する場合には、その州法の効力を無効化されないのに対し、SDAでは、州法はいかな

---

107) この憲法、この憲法に準拠して制定される合衆国の法律、および合衆国の権限に基づいてすでに締結され、または将来締結されるすべての条約は、国の最高法規である。各州の裁判官は、州の憲法または法律の中にこれと矛盾する規定のある場合といえども、これに拘束される。

108) 宮川成雄「不法移民を規制するアリゾナ州法と連邦法による専占 — Arizona v. United States, 132 S. Ct. 2492 (2012) —」比較法学46巻3号318頁、324頁 (2013年)。

109) 黙示の専占は、さらに領域の専占及び障害の専占、両立不能の専占に分けられる。

110) 高井裕之「アメリカにおける専占法理の近年の動向 — 連邦最高裁判決の分析 —」立命館法学2020年5・6号 (393・394号) 459 (2229) 頁、460頁 (2020年)。

111) 宮川・前掲注108) 325頁。

112) COPRA SEC. 302(c).

113) SDA SEC. 404(a).

る場合も無効化される。したがって、COPRA が採択された場合には、依然 CCPA や CPRA による規制を考慮する余地があるが、SDA が採択された場合には、同法だけ注意すれば良いこととなる。

中国との経済競争に負けないよう技術革新に力をいれることを推進するためには、連邦法に基づく明確なコンプライアンスガイドラインを企業に提供した上で、連邦法による州法の専占を認めるべきであるとの主張がある。<sup>114)</sup> 州が独自のプライバシー法を作ることを許容し続けると企業は多種多様な規制を順守するのにコストがかかるうえ、偶発的に違反を犯す可能性もあるとして、技術革新の歩みを止める原因になるとの指摘である。<sup>115)</sup>

他方で、州検事総長は州独自の問題に精通しており、必要に応じてより強力な法律を制定できる権能を維持すべきだとして、州法の専占に反対する者もいる。<sup>116)</sup> これに対しては連邦法が州法よりも緩やかな基準の場合にのみ州法の専占の問題は生じるのであるから、どの州よりも強力な連邦法を制定することで、プライバシー擁護者を満足させることができるとの声も出ている。<sup>117)</sup>

大手企業の多くは、複数の州それぞれのプライバシー規制に対処するのは煩雑であるため、州法の専占については賛同する傾向にあるが、FTC（連邦取引委員会）がプライバシー侵害の新しい監督当局及び主要執行者として役割を果たしてくれることを望んでおり、その点については FTC を独立した第三者機関としての監督当局（Bureau）に設置しようとする COPRA に親和的である。<sup>118)</sup><sup>119)</sup>

決定的な違いの2つ目としては、違反企業に対して訴訟を起こす権利を誰に認めているかである。COPRA は、規則に従わない企業を訴える権利を私人に認めている（私的訴訟権）。<sup>120)</sup><sup>121)</sup> 一方、SDA は、州の司法長官、監督当局にのみ訴訟

114) Wolofsky, *supra* note 21, at 1198-99.

115) *Id.*

116) Chris Jones, *supra* note 31, at 325-26.

117) *Id.*

118) COPRA SEC. 301(a)(1).

119) Steinman, *supra* note 12.

120) Sain, *supra* note 37, at 191. 私的訴訟権とは、当事者たる私人が、他人による法益侵害に対し司法上の救済を求める権利をいう。

121) COPRA SEC. 301(c)(1).

を起こす権利を認めている。<sup>122)</sup>

私的訴訟権は、企業にプライバシー保護を今よりも真摯に検討することを強制するため、プライバシー法の遵守を高めるとの指摘がなされており、私的訴訟権の導入に賛成する声があがっている。<sup>123)</sup> また、特定の弁護士団体からも、利益獲得の観点から、私的訴訟権及び強制仲裁と集団訴訟の禁止を定めた規定の成文化に賛成の方向性を示している。<sup>124)</sup>

他方、私的訴訟権を認めることで訴訟を増大させ、濫訴や和解による過剰な損害賠償が増えるおそれがあるとして成文化に反対する者もいる。<sup>125)</sup> また、Big Tech (ビッグ・テック)<sup>127)</sup> は、訴訟は企業と消費者の両方にとって費用がかかり、最終的には弁護士に利益をもたらすだけであると主張し、私的訴訟権を盛り込むことに強く反対している。<sup>128)</sup>

#### IV. おわりに

これまで述べたように、データプライバシー保護に関するアメリカ連邦法は、データ移転及び民事制裁金の額等について EU 法や中国法に準じたレベルで制定される見込みである。アメリカの経済規模や世界に与える影響力などからして、日本を含む各国のデータプライバシー保護法の制定を担当する立法者だけでなく、米国へのデータ移転を伴う各事業者にも、少なくない影響を与えることは間違いない。

2000 年以來、20 数年間、連邦議会はプライバシー法について議論し続けていたが、表立った進展がなかった。<sup>129)</sup> 2019 年には、ビックテックの CEO (最高経営

---

122) SDA SEC. 401, 402.

123) Ari Ezra Waldman, *Privacy Law's False Promise*, 97 Wash. U. L. Rev. 773, 774 (2020).

124) Chris Jones, *supra* note 31, at 321.

125) Steinman, *supra* note 12. American Association for Justice (AAJ) は、連邦データ保護法に同規定を盛り込むことを優先事項として提唱している。

126) Chris Jones, *supra* note 31, at 322.

127) 世界的に影響力を持つ IT 企業の総称を指す。

128) Chris Jones, *supra* note 31, at 322.

責任者) 51 人が議会に対し、「消費者保護を強化し、デジタル経済の継続的な革新と成長が可能となる包括的な連邦データプライバシー保護法の制定を求める」旨公開書簡を提出し、両政党の議員 152 人もケンブリッジ・アナリティカの勃発、CCPA の制定、GDPR の適用開始がされた今このときに、連邦データプライバシー法の制定が必要である旨表明した。<sup>130)</sup> 主要な論点は、①連邦法による州法の専占を認めるか、②私的訴訟権を認めるか、③ FTC (連邦取引委員会) を執行機関とするか、の 3 つが拳がっていたが、<sup>131)</sup> 主に私的訴訟権の成立で意見が相違し、交渉が停止していた。<sup>132)</sup>

COPRA は、交渉の勢いを取り戻すために提案された法案であり、共和党法案である SDA の提案者 Roger Wicker 議員は、民主党案の COPRA が提案された当初から、「本日発表された法案 (COPRA) は民主党が実現したいところを反映しているが、いかなるプライバシー法案も法律として制定されるには、超党派の支持が必要である。」と述べており、超党派のデータプライバシー法を策定することにつき、賛成の方向性を示していた。<sup>133)</sup> 他方、民主党議員においても、交渉の長期化を避け、2020 年初頭の法律制定を目指し、本稿で検討した COPRA だけでなく、Data Care Act (データケア法)<sup>134)</sup> の提案をするなど法律制定に向けた活動を積極的に行っており、両党の間はデータプライバシーに関するコンセンサスに近づいている可能性がある<sup>135)</sup>と評価されていた。

しかしながら、COPRA と SDA も対象者の権利や対象事業者の義務などについては実質的に類似しているが、私的訴訟権や連邦法による州法の専占などこれらの論点につき党派の差異が残っており、同論点についてはいまだ意見が一致しなかったため、<sup>136)</sup> 現在まで法律を制定する流れは停滞した。<sup>137)</sup> さらに、このよ

---

129) *Id.*, at 281.

130) *Id.*, at 281–82.

131) *Id.*

132) *See* Kenyon, *supra* note 8, *see also* Kenyon, *supra* note 94.

133) Kenyon, *supra* note 8.

134) 117th CONGRESS, 1st Session. United States Library of Congress S919.

135) Kenyon, *supra* note 71.

136) Jeevanjee, *supra* note 65, at 131–32.

137) Jason Hirsch, A New Digital Age: Why Covid-19 Necessitates Preemptive

うな党派的差違による要因に加えて、COVID-19の流行により、雇用主や企業が医療情報を収集、保存、処理する方法を変えたことから、医療データのプライバシー問題が拡大した。<sup>138)</sup>そのため、議会は連邦データプライバシー法を検討する際に、COVID-19対策を含めた医療データのプライバシー保護についても検討する必要性が出てきており、制定に一層時間がかかる状況となっている。<sup>139)</sup>

現段階の状況では、州の次元でいくつかの州がデータプライバシー法の成立の門扉を広げた結果、全米の中でデータプライバシー保護法の有無、その対象範囲が様々な「パッチワーク的データプライバシー権」<sup>140)</sup>を保護することになり、事業者にとっても消費者にとっても不安が残る結果となっている。<sup>141)</sup>それゆえ連邦法の制定が急がれるところであり、制定された連邦データプライバシー法がいかなるものとなるか、特に連邦法による専占が認められるか、私的訴訟権が含まれるかは、米国を含む各国の企業及び消費者にとって関心の高い内容であり、その動向が注視される。

(本学法科大学院助教)

---

Federal Action to Regulate data Privacy, 94 Temp. L. Rev. Online 1, 2 (2022).

138) *Id.*, at 28–29.

139) *See id.*

140) *See* Jeevanjee, *supra* note 65, at 132, *see also* Chris Jones, *supra* note 31, at 325. "Patchwork of data privacy rights."

141) Jeevanjee, *supra* note 65, at 131.

